

水生生物保全の水質環境基準検討 - 中央環境審議会



The Knights

中央環境審議会では水生生物保全を目的とした水質環境基準適用のための検討が正式に決まりました。今年 8 月に環境省の水生生物保全水質検討会がまとめた報告をベースに検討することです。その報告では、「カドミウム」「フェノール」「ホルムアルデヒド」「アニリン」「クロロホルム」「ナフタレン」「エンドスルファン」「2,4-ジクロロフェノール」「亜鉛」の 9 物質が対象になり、水域としては淡水で「イワナ・サケマス域」「コイ・フナ域」、海域を「一般海域」として更にそれぞれについて「繁殖または幼稚魚の成育の場として特に保全が必要な場所」を設け、合計 6 区分、54 種類の目標値を設定しました。これらの目標値は環境基準適用の際に、生活環境項目への適用が考えられていますが水質環境基準の健康項目で既に基準や要監視項目として設定されている物質もあり、今後その関係の見直しが必要となるとの意見が出ています。環境基準設定後、水質汚濁防止法による排水基準などへ、どのような影響があるのかについても関心が集まっているとのことです。

資料:11月20日付 環境新聞 6面

環境計量課 金井 陽子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市大宮太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 トータルサニテーション管理 |
| 3 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 7 微生物に関する試験・調査 |
| 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定 | 8 依託試験・研究・開発 |

